

平成25年第5回山江村議会12月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	12月11日	水	本会議	議会議事堂	午前10時	開 会 提案理由説明
			休 会	議会委員会室	午後1時30分	議 案 審 議
2	12月12日	木	本会議	議会議事堂	午前10時	一 般 質 問
3	12月13日	金	本会議	議会議事堂	午前10時	質 討 表 閉 疑 論 決 会

第 1 号

1 2 月 1 1 日 (水)

平成25年第5回山江村議会12月定例会（第1号）

平成25年12月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 7号 総務常任委員会委員長報告
- 日程第 4 報告第 8号 山江村総合行政システム更新事務に係る調査特別委員会委員長報告
- 日程第 5 同意第 2号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第56号 平成25年度山江村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第57号 平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第58号 平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第59号 平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第60号 平成25年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）
- 日程第11 要請第 1号 2014年度地方財政の確立に関する要請
- 日程第12 陳情第 3号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情書
- 日程第13 陳情第 4号 小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費制度を早急に創設することを求める陳情書
- 日程第14 陳情第 5号 介護職員の処遇改善を求める陳情書
- 日程第15 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西 孝 恒 君 | 2番 谷 口 予志之 君 |
| 3番 中 竹 耕一郎 君 | 4番 岩 山 正 義 君 |
| 5番 田 原 龍太郎 君 | 6番 秋 丸 安 弘 君 |

7番 原 先 利 且 君
9番 山 本 義 隆 君

8番 松 本 佳 久 君
10番 欠 員

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	横 谷 巡 君	教 育 長	大 平 和 明 君
総 務 課 長	蕨 野 昭 憲 君	税 務 課 長	豊 永 知 満 君
産 業 振 興 課 長	中 山 久 男 君	健 康 福 祉 課 長	山 口 美 敏 君
建 設 課 長	白 川 俊 博 君	教 育 課 長	嶋 原 美 津 子 君
会 計 管 理 者	福 山 浩 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	木 下 久 人 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

平成25年第5回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は9名で、定足数に達しております。

9月20日の定例会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。諸般の報告につきましては、お手元に配付してございます。主なものにつきましてご報告を申し上げます。

10月25日には議会全員協議会を開催しております。10月28日には、第1回山江村総合行政システム更新事務に関する調査特別委員会が開催されております。

11月6日から8日には、平成26年度山江村主軸事業要望及び先進地研修で、東京都、群馬県のほうへ全議員で出張しております。11月12日は、県道相良人吉線改良貫通促進期成会による熊本県への要望があつておりますが、副議長と経済建設常任委員長が出席しております。

11月13日には総務常任委員会が開催されました。

11月21日には町村議会広報研修会が熊本市で開催され、広報委員が出席しております。

11月26日には熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されており、私が出席しました。

11月27日には人吉下球磨消防組合議会定例会が開催されております。

11月29日には人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されております。

12月2日には議会運営委員会が開催されております。12月6日には、第4回山江村総合行政システム更新事務に関する調査特別委員会が開催され、報告書を作成されております。

また、平成25年9月議会におきまして決議しました地方自治法第98条第2項による株式会社やまへの監査請求につきましては、11月29日付けで報告書が提出されておりますので、皆様に写しを配付しております。山江村監査委員菅野隆治氏のご労苦に対し御礼を申し上げます。

このほか閉会中に提出のありました要望書等につきましても、お手元に配付して

おります。

以上を申し上げまして、議長の開会のあいさつに代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催されておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いします。なお、お手元に資料が配付されております。まず、人吉球磨広域行政組合議会の議員3番議員、中竹耕一郎議員より報告をお願いします。

○人吉球磨広域行政組合議員（中竹耕一郎君） おはようございます。

それでは、平成25年第4回人吉球磨広域行政組合議会の定例会が開催をされておりますので、概要報告をいたします。

会議につきましては、平成25年11月29日から12月25日まで、途中休会ということになっております。場所は、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で行われております。日程の第4から6まで認定の第1号、2号、3号、平成24年度の人吉球磨広域行政組合、一般会計の歳入歳出決算の認定、それから、ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定、それから養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、先の議会で付託をされておりました議案であります。すべて原案どおり、可決、決定をしております。

それから、日程の7、議案の第19号、平成25年度の人吉球磨広域行政組合一般会計の補正予算であります。それから、議案第20号の特別養護老人ホームの特別会計補正予算、この2件についても原案のとおり、可決、決定をいたしております。

それから、議案第21号、人吉球磨広域行政組合の一般会計経費の負担金の総額の補正であります。この件につきましても原案どおり決定をしております。

それから、日程第10、議案第22号、人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理にする条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは従来廃棄物処理の処理利用料が10キロ80円でありましたものを100円に改定をするというような条例の一部改正であります。これは来年の4月から施行ということであります。以上、概要報告をいたします。

○議長（松本佳久君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の議員、5番、田原龍太郎議員より報告をお願いします。

○議会運営委員長（田原龍太郎君） おはようございます。消防議会が定例会、臨時議会と2回開催されましたので報告いたします。

第4回人吉下球磨消防組合議会定例会11月27日、人吉下球磨消防組合会議場で行われました。議案第1号、平成24年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入合計、歳入済額11億4,711万9,204円、歳出合計、歳出済額11億3,299万8,207円、実質繰越額1,404万5,997円

が認定されました。議案第2号、平成25年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算について、第2号について、1,154万9,000円を追加し、総額、歳入歳出それぞれ17億3,977万5,000円とする。以上が認定されました。

また、第5回臨時議会が12月9日、2時からです。やはり会場で、人吉会場で行われまして、議案第1号、消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約についてが行われ、競争入札により契約総額5億9,400万円で、熊本市のNECネットワークスアイ株式会社花落札しました。以上報告を終わります。

○議長（松本佳久君） 以上で一部事務組合の議会の報告は終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。村長。

○村長（横谷 巡君） 皆様、おはようございます。

本日、平成25年第5回議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には大変お忙しいなか、全員ご出席をいただき、ここに開催できますこと、心から感謝を申し上げます。また、議長には発言の機会を与您えいただきありがとうございます。

それでは、平成25年9月20日定例会以降の諸般の報告をさせていただきます。お手元に配付しております資料にて、主なものについて報告させていただきます。

9月21日、県の交通安全県民大会が人吉市のカルチャーパレスで行われております。

9月22日、やまえ栗まつり、9月27日、球磨畜産共進会、本村から3頭出陳いたしまして、小崎純一さんの育成牛、寿号が名誉賞に輝いています。

9月28日、章鹿倉保育園運動会、9月29日、万江小学校、万江保育園合同運動会、9月30日から10月2日まで郡の町村会によります農業先進地視察、小水力発電視察ということで、長野県の川上村、松本市に出かけております。

10月4日、熊本県立人吉高校創立90周年記念式典に出席しております。

10月15日から16日、上京いたしまして、関係省庁に税制改正に関する要望をいたしております。このことにつきましては、税調等で固定資産税に係る償却資産の軽減とか、軽自動車税の見直し等が検討されておりましたので、この貴重な財源、地方にとってはこの税源は貴重な財源ということから、ぜひ見直しを行ってほしくないというようなことを要望したところであります。

10月18日、19日、万江地域につくりましたコミュニティセンター、村営住宅が全国表彰を受けましたので、富山県のほうに出席してまいりました。

10月20日、村民体育祭、すばらしい天候に恵まれまして、多くの参加者、全

区から参加をいただいて、一日をスポーツで健康づくりに汗を流していただいたところであります。

10月27日、山江村文化祭、10月28日、職員採用の第2次試験を行っております。

10月29日、国有林野等所在市町村長有志協議会、9月の議会で一般質問がありましたように、国有林三尾山の買い上げについて、九州森林管理局のほうにお尋ねをしております。

10月31日、山江村猟友会総会。

11月1日、熊本県立球磨工業高校創立50周年記念式典に出席をしております。

11月3日、熊本県畜産共進会、先ほど述べましたように郡代表として小崎純一さんの見事な牛が県共進会に出陳いたしましたので、激励に出かけております。

11月4日、山田大王神社秋季例大祭、台風被害による屋根が破損してございましたけれども、どうか工事も竣工をいたしております。

11月7日、4期成会合同要望を県庁、福岡市の九州地方整備局に出かけております。

11月4日、熊本県中学校駅伝競走大会が天草市で行われました。郡市代表として山江中学校の女子チームが出ておりましたので、応援に出かけてまいりました。

11月10日、山江村消防団規律訓練、同じく10日万江阿蘇神社秋の例大祭に出席しております。

11月12日、県道相良人吉線改良貫通促進期成会要望、県庁で要望しております。副議長、経済建設常任委員長も同行いただきました。

11月14日、人吉球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会臨時総会、定例町村長会議、11月15日、屋内消火栓操法大会が消防組合で行われております。山江村役場から男子チーム、女子チームが出てくれましたが、女子チームが見事に優勝し、2連覇を達成しております。

11月16日、球磨郡青年会館20周年記念式典に出席をしております。

11月16日、17日、山江産業振興祭り、あいにくの天気模様でございましたけれども、お陰さまをもちまして全プログラム終了することができました。

11月18日、村有財産審議会、11月19日から21日まで全国治水砂防促進大会、全国町村長大会、簡易水道整備促進全国大会、全国山村振興連盟通常総会、国保制度改善強化全国大会、いずれも東京都で開催されましたので出席をしております。

11月26日、熊本県後期高齢者医療広域連合議会の定例会に出席しております。

す。

1 1月27日、議会の全員協議会、人吉下球磨消防組合議会の定例会に出席しております。

1 1月29日、人吉球磨広域行政組合議会の定例会に出席をしております。同じく29日、教育ICT活用実践研究発表会が山田小学校で行われております。九州管内はもとより近畿・中国からも約350人の研修者、参加者でございました。

1 1月30日、村有林植樹、育林活動、村有林を今年伐採しまして、横手畑村有林、ここに植樹と育林活動をいたしました。200名近い参加者が集って、緑の大切さということで植樹、育林活動を行っていただいたところであります。議会の皆様にもご出席いただきまして、ありがとうございました。

1 2月1日、球磨・人吉消防ラッパ吹奏競技大会、須恵文化ホールで開催されております。

1 2月2日、議会運営委員会、1 2月3日、4日、平成26年度管内主軸事業要望ということで、上京、関係省庁、県選出国會議員へ要望をいたしております。

1 2月6日、山江村民生委員、児童委員への委嘱状の伝達式を行っています。今年が改選時期でございましたので、委嘱状の伝達を行っています。

1 2月8日、萩大明神社の秋の例大祭、おそらくたかがみさんで、山田川の水源でございますが、小さな集落の中で本当に先人から受け継いだ神社を大切に守っていただいております。人吉球磨で最後の例大祭ではなかったかなというふうに思っております。

1 2月9日、人吉下球磨消防組合議会臨時会が行われております。

1 2月10日、球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会、山江村選手団の結団式を行っています。

次に、若干の行政報告を申し述べさせていただきます。

政府が米の生産調整、いわゆる減反政策を5年後に廃止する方針を示しました。農政の根幹を大きく変える内容であります。米の作る量を減らし、米の価格維持を図る減反に関し、廃止にかじを切った背景には、農家の平均年齢が66歳まで高齢化し、耕作放棄地も約40万ヘクタールまで拡大、産業としての今後の先行きへの危機感があげられます。このことに加え、TPP交渉の妥結に備えて農業の競争力強化を図るため、国が目指す意欲ある生産者の大規模化を促す政策を進めるため、中山間地域に多い小規模農家を支援する減反政策の見直しに転換したものと思われまます。我が村の現状は、小規模農家が多く規模拡大は難しく農家の方も高齢者が多くなり、作田を中心に耕作放棄地も広がり先行きを憂慮しているところでありまます。今回の減反見直し政策で、農家の廃止や減少による農地、先人から受け継いだ

地域景観や環境の維持など、大きな役割を果たしている農地、この農地の維持活用をどのように図っていくのか、これからの地域農業のあり方や振興について原点に立ち返り、農業委員会等関係団体機関などと基本的な地域農業政策のあり方について、真剣に検討を深めていくことが極めて重要だと考えているところでございます。

次に、人吉球磨のスマートインターチェンジの進捗状況であります。このことは、人吉市の蟹作りの国道に219号に連結するETC専用のインターチェンジの計画であります。平成25年度中に連結の申請をし、認可の予定でありましたが、インターチェンジ設置の予定路線にかかる県の公安委員会との協議、実施計画書にかかわる工事・施工する土地のすべての所有者を含む地域住民の理解を得る必要があることなどから、年度内申請は間に合わない状況となり、当該状況が整った段階で申請をしなければならないことなどから、年度内は連結申請はせず、平成26年度に連結申請をすることとなりました。このことはスマートインターチェンジ整備促進協議会臨時総会で決定し、国の確認もとれているところでございます。

次に、球磨川の「ダムによらない治水を検討する場」での第5回幹事会の結果であります。このことは、国・県は検討の場で積み上げた治水策について、芦北、八代を含む12市町村から合意を得たい考えですが、市町村からは「住民の安全が守られるのか疑問」といった懸念の声が相次ぎました。郡町村会としては、水害の常習地帯である球磨村の安全度基準80分の1の要望を尊重し、一致して球磨村の治水要望に歩調を合わせ、後押ししていくことを確認、併せて五木村、相良村の再建振興を要望をしていくことを申し合わせたところであります。

次に、山田小学校の教育ICT活用実施による学習効果であります。このことにつきましては、児童の思考力や表現力の向上にICTの活用を掲げ、文部科学省の委託事業を受けて、平成23年度から事業への本格的な導入を進めてまいりました。今年、山田小学校を先進事例として、万江小学校、山江中学校を含め、電子黒板を各学級に1台、タブレットパソコンは高学年以上1人1台を整備し、山田小学校は5、6年生が1台ずつとなっています。平成25年度の全国学力調査結果において、山田小学校は国語、算数とも全国熊本県平均を大きく上回り、基礎的、基本的な内容、活用問題とともに高い理解を示しています。ICT活用3年目であり、活用能力も高く、その学習効果を最大限に引き出すことができているといえます。全国からも注目され、マスコミの取材や視察が絶えない現状であります。今後は、村内小中学校3校連携のもと、さらなる学習効果の向上に向けて活用実践を深め、次世代を担う子どもたちをはぐくむ環境づくりに努めてまいりたいと思います。

次に、特定健診率65%達成についてであります。本村は1人当たりの医療費が

県下市町村でも上位にあるのが現状であります。このことは病気が重症になってから病院等医療機関にかかることが大きな要因となっています。そこで、病気の早期発見、早期治療、自分の健康は自分で守ることの大切さを住民の皆様へ啓発してまいりました。本年4月には各区の区長代理を健康推進委員にお願いしたところであります。平成24年度の熊本県集計による特定健診率の結果が発表されました。山江村の結果は、男性63.6%、女性66.5%、平均65%ジャストという結果でございました。この数字は、県下市町村45市町村の中で、第2位、2番目という結果であります。継続することに意義がありますので、村民の皆様の健康を守るため、さらなる受診率の向上に取り組んでまいりたいと存じます。

今、議会へ提案いたします議案は、同意1件、議案5件の合計6件であります。全議案とも慎重に御審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

○議長（松本佳久君） これで村長の行政報告が終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長（松本佳久君） ただいまから、平成25年第5回山江村議会定例会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松本佳久君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定によりまして、5番、田原龍太郎議員、6番、秋丸安弘議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、12月2日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等についての協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。4番議員、岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） おはようございます。平成25年第5回山江村議会定例会につきまして、去る12月2日、午前9時より、議会委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、本議会全般について協議をいたし、日程を決定しておりますので、ご報告申し上げます。

会期につきましては、本日11日から13日までの3日間としております。本日

開会、提案理由の説明、終了後議案審議。

2日目、12日は一般質問で終了後散会としております。なお2議員から通告がなされておりますが、質問の順序は通告順で、時間については質問、答弁含めまして60分となっております。

3日目、13日に質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（松本佳久君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定しました。

-----○-----

日程第3 報告第7号 総務常任委員会委員長報告

○議長（松本佳久君） それでは、日程第3、報告第7号、総務常任委員会委員長報告を議題として、委員長の報告を求めます。5番、田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） おはようございます。

報告第7号について報告いたします。

平成25年12月11日、山江村議会議長、松本佳久様、山江村議会総務常任委員会委員長 田原龍太郎。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

記、事件の番号、要望第1号、件名、神園公民館改修に関する要望、審査の結果、採択するものと決定、審査結果に対する附帯意見、なし。

以上、終わります。

-----○-----

日程第4 報告第8号 山江村総合行政システム更新事務に係る調査特別委員会委員長報告

○議長（松本佳久君） 次に、日程第4、報告第8号、山江村総合行政システム更新事務に係る調査特別委員会委員長報告を議題とし、委員長の報告を求めます。3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 報告第8号、平成25年12月11日、山江村議会議長、松本佳久様、山江村総合行政システム更新事務に係る調査特別委員会委員長 中竹耕

一郎。

山江村総合行政システム更新事務に係る調査特別委員会報告書。

本委員会に付託された事件について、地方自治法第100条の規定に基づき調査をしたところ、その結果は以下のとおりでありましたので、山江村議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

記、調査の趣旨、山江村総合行政システムの更新事務に係る事務処理について、地方自治法第112条及び山江村議会会議規則第13条に基づく調査特別委員会の調査結果が報告されたが、なお不透明な事実があるということから関係者の証言及び記録の提出を求め、事実解明を行うとともに、本事務処理が適正に行われたか調査を行う。

2番の委員会の設置、それから調査の事件、委員会の開催状況、記録の提出につきましては、省略をさせていただきます。

ページの4ページ、ご覧いただきたいと思います。

調査の結果、問題点としてあげられます。

- 1、再構築にあたり、平成24年度予算計上のための見積り依頼は文書でなされているが、実施計画年度に入り、正式な見積りを口頭で依頼をしている。
- 2、見積り提出期限を各業者すべてに正確に伝えているか不明である。
- 3、7月に提出された見積書を期限外として不採用とした。
- 4、議会一般質問に不誠実な答弁があった。
- 5、各種調査・証言の結果、業者間の正当な競争が担保されていたか不明である。

3番、問題点の背景、原因と委員会の判断。

1、行政事務は文書主義が基本であるにもかかわらず、口頭で指示するなど軽率である。事業規模が大きく行政事務の根幹をなすシステムであり、もっと公正公平に事務執行に当たるべきである。

2、議会一般質問の答弁の中で、期限外の提出として不採用になった見積書について、「知らない」との答弁はあり得ない。課長会議席上、協議検討をしている事実もあり、しっかりした答弁がなされていない。極めて不誠実な答弁である。

3、最小の経費で行うべき行政事務が正当な競争入札の結果、決定されていないとすれば、3,380万9,180円の無駄遣いがなされ、住民に損害を与えたことが考えられる。

4番、まとめと提言であります。調査の結果、明らかになった事実、問題点を総括すると、極めて重要な山江村の総合行政システム更新事務にあたり、必要な文書のやり取りが行われず、村の指示が正確に相手方に伝わっていないことにより問題

が発生したものであり、事務執行にあたり極めて軽率で緊張感が欠けていた。

また、村が示している仕様書には、業務着手契約時期を平成24年4月と明記しているが、調査によると業者は、その時期を過ぎても決定通知がなかったことから、早期決着を図るために、平成24年7月に再度見積書を提出している。このことは、平成24年4月の見積期限を過ぎたとして、見積書無効とした事実と矛盾する。

さらに議会一般質問においては、事実と異なる答弁が行われており、事実を隠ぺいしている。事実、当時担当者は平成24年7月に提出された見積書の取り扱いについて、課長会議に資料を提出し判断を仰いでいる。このことは、当時の上司である総務課長にも相談していると思われ、見積書の存在は十分認識していたと思われる。このように、不適切、不透明な事務処理が行われ、また議会の一般質問においては、事実と異なる議会への説明が行われており、議会のみならず村民の行政に対する大きな不信感につながった。議会や住民との信頼関係が絶たれることになり、大変残念である。今後は、村民の信頼に応えるためにも執行部において今回の問題点を詳細に分析をされ、事務改善に努められるよう、猛省を促し強く要望するものである。

以上をもって本委員会に付託された地方自治法第100条に基づく調査報告とする。

以上であります。

-----○-----

日程第5 同意第2号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（松本佳久君） 次に、日程第5、同意第2号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 同意第2号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて。

次の者を山江村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条、第1項の規定により、議会の同意を求める。

本日提出であります。住所、山江村大字山田甲1640番地、氏名、郡眞聖、生年月日、昭和35年12月4日、任期、自平成25年12月24日、至平成29年12月23日。

提案理由でございますが、任期満了に伴い、引き続き郡眞聖氏を適任者と認め任命したいので提案するものでございます。郡眞聖氏につきましては、平成17年12月24日任命、現在2期目でございます。

日程第6 議案第56号 平成25年度山江村一般会計補正予算(第3号)

○議長(松本佳久君) 次に、日程第6、議案第56号、平成25年度山江村一般会計補正予算(第3号)を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長(横谷 巡君) 議案第56号、平成25年度山江村一般会計補正予算(第3号)についてであります。

歳入歳出それぞれ1,496万7,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ28億5,251万6,000円とするものでございます。

内容につきましては総務課長から説明をいたします。

○議長(松本佳久君) 蕨野昭憲総務課長。

○総務課長(蕨野昭憲君) それでは、議案第56号について説明いたします。

1 ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入。

1 3国庫支出金、1国庫負担金、2国庫補助金、社会資本整備総合交付金ほかで796万4,000円を追加するものです。14県支出金、1県負担金、2県補助金、3県委託金、4県交付金、児童福祉費補助金ほかで608万6,000円を追加するものです。

17繰入金、1繰入金、財政調整基金繰入金で3,000万円を減額するものです。

19諸収入、10雑入、補助金の追加交付による過年度収入で98万3,000円を追加するものです。歳入合計、補正前の額28億6,748万3,000円から、補正額1,496万7,000円を減額し、28億5,251万6,000円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳出。

1 議会費、1議会費、共済費で1,000円を追加するものです。

2 総務費、1総務管理費、2徴税费、3戸籍住民登録費、5統計調査費、共済費ほかで2万5,000円を追加するものです。

3 民生費、1社会福祉費、2児童福祉費、子ども・子育て支援事業費ほかで420万5,000円を追加するものです。

4 衛生費、1保健衛生費、出産育児一時金繰出金ほかで128万円を追加するものです。

5 農林水産業費、1農業費、2林業費、民有林購入に伴う立木補償費ほかで1,853万2,000円を追加するものです。

7 土木費、1土木管理費、2道路橋梁費、道路新設改良工事費ほかで715万円を追加するものです。

8 消防費、1 消防費、防災行政無線維持管理費で57万2,000円を追加する
ものです。

9 教育費、1 教育総務費、4 社会教育費、公民館費ほかで154万7,000円
を追加するものです。

11 公債費、1 公債費、臨時財政対策債償還金を組み替えるものです。

12 予備費、1 予備費で4,827万9,000円を減額するものです。

歳出合計、補正前の額28億6,748万3,000円から補正額1,496万7,
000円を減額し、28億5,251万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第7 議案第57号 平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第2号)

○議長(松本佳久君) 次に、日程第7、議案第57号、平成25年度山江村特別会計
国民健康保険事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。村
長。

○村長(横谷 巡君) 議案第57号、平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業
補正予算(第2号)でございます。

歳入歳出それぞれ84万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,3
88万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長(松本佳久君) 健康福祉課長、山口美敏君。

○健康福祉課長(山口美敏君) それでは、議案第57号についてご説明を申し上げま
す。

1 ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」歳入でございま
す。

款9繰入金は、出産育児一時金3名分84万円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額5億6,304万3,000円に84万円追加し、5億6,
388万3,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款1総務費は、非常勤職員、社会保険料5,000円を追加するものでございま
す。款2保険給付費、項2高額療養費は高額療養費補助574万3,000円を追
加するものでございます。項4出産育児諸費は、出産育児一時金3名分、126万
円を追加するものでございます。

款3後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援金決定額により226万6,000

円を追加するものでございます。

款4前期高齢者納付金等は、前期高齢者納付金決定額により1,000円を追加するものでございます。

款11諸支出金は、平成24年度国保療養給付費等負担金返還金1,016万9,000円を追加するものでございます。

款12予備費は、1,860万4,000円を減額とするものでございます。

歳出合計、補正前の額、5億6,304万3,000円に84万円を追加し、5億6,388万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第8 議案第58号 平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算
(第2号)**

○議長(松本佳久君) 次に、日程第8、議案第58号、平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長(横谷 巡君) 議案第58号、平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

内容につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長(松本佳久君) 建設課長、白川俊博君。

○建設課長(白川俊博君) それでは、議案第58号について説明いたします。

1ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入。歳入合計。既定の額1億3,817万2,000円でございます。

2ページをご覧ください。歳出。

2簡易水道事業費、主なものとしまして、電気料値上げに伴う光熱水費の増額、それから確定しました消費税の増額でございまして、356万6,000円を追加するものでございます。

5予備費356万6,000円を減額しまして、歳出合計、既定の額1億3,817万2,000円でございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第9 議案第59号 平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第2号)**

○議長(松本佳久君) 次に、日程第9、議案第59号、平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。村

長。

○村長（横谷 巡君） 議案第59号、平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

内容につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長、白川俊博君。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第59号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算補正」歳入。

歳入合計は既定の額でございまして、1億5,534万7,000円でございます。

2 ページをご覧ください。歳出。

1 総務費、確定しました消費税80万円の減額でございます。2 農業集落排水事業費、目内の事業費を流用組み替えするものでございます。4 予備費80万円を追加し、歳出合計、既定の額1億5,534万7,000円でございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第10 議案第60号 平成25年度山江村特別会計介護保険事業補正予算
(第2号)

○議長（松本佳久君） 次に、日程第10、議案第60号、平成25年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第60号、平成25年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 健康福祉課長、山口美敏君。

○健康福祉課長（山口美敏君） 議案第60号についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入は既定の額4億8,223万6,000円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費は、第6期介護保険事業計画に係るニーズ調査に要する経費24万円を追加するものでございます。項3 介護認定審査会費は、介護認定調査委託料28万円を追加し、球磨郡認定審査会負担金16万4,000円を減額とするものでございます。

款8 予備費は、35万6,000円を減額とするものでございます。歳出合計は

既定の額4億8,223万6,000円でございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第11 要請第1号 2014年度地方財政の確立に関する要請

○議長（松本佳久君） 次に、日程第11、要請第1号、2014年度地方財政の確立に関する要請を議題とします。

お手元に配付しております要請書写しのとおり、2014年度地方財政の確立に関する意見書提出についての要請であります。

-----○-----

日程第12 陳情第3号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第12、陳情第3号、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情書を議題とします。

お手元に配付しております陳情書写しのとおり、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出についての陳情であります。

-----○-----

日程第13 陳情第4号 小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費制度を早急に創設することを求める陳情書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第13、陳情第4号、小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費制度を早急に創設することを求める陳情書を議題とします。

お手元に配付しております陳情書写しのとおり、小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費制度を早急に創設することを求める意見書提出についての陳情であります。

-----○-----

日程第14 陳情第5号 介護職員の処遇改善を求める陳情書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第14、陳情第5号、介護職員の処遇改善を求める陳情書を議題とします。

お手元に配付しております陳情書写しのとおり、介護職員の処遇改善を求める意見書提出についての陳情であります。

-----○-----

日程第15 議員派遣の件

○議長（松本佳久君） 次に、日程第15、議員派遣の件を議題とします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは本議会の決議が必要であることから、会議規則第119条の規定により、配

付してあります議案のとおり議員を派遣するものであります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前10時59分

第 2 号

1 2 月 1 2 日 (木)

平成25年第5回山江村議会9月定例会（第2号）

平成25年12月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番 西 孝 恒 君	2番 谷 口 予志之 君
3番 中 竹 耕一郎 君	4番 岩 山 正 義 君
5番 田 原 龍太郎 君	6番 秋 丸 安 弘 君
7番 原 先 利 且 君	8番 松 本 佳 久 君
9番 山 本 義 隆 君	10番 欠 員

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 横 谷 巡 君	教 育 長 大 平 和 明 君
総 務 課 長 蕨 野 昭 憲 君	税 務 課 長 豊 永 知 満 君
産 業 振 興 課 長 中 山 久 男 君	健 康 福 祉 課 長 山 口 美 敏 君
建 設 課 長 白 川 俊 博 君	教 育 課 長 嶋 原 美 津 子 君
会 計 管 理 者 福 山 浩 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 下 久 人 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は9名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（松本佳久君） 本日は、会期日程、日時第2の一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、2名から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1番西孝恒議員より、1、固定資産税の税徴収率に関して。2、本村のコミュニティ・スクールの進展状況についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。1番西孝恒議員。

西孝恒君の一般質問

○1番（西 孝恒君） おはようございます。1番議員、西でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

本日は固定資産税の税徴収率に関する件についてと、本村のコミュニティ・スクールの進展状況についての2点ほど質問いたします。

まず1点目は、前回の9月定例議会の資料参照からですが、村税の中で固定資産税についてであります。不納欠損額もありますが、詳しい数字については、ここに税徴収率比較表をいただいていたので、これを見ますと、平成24年度の調定額に対する収入済額の割合、つまり徴収率は98.412%で、他の項目よりわずかですが、最も低い徴収率となっております。未収金額にして155万1,000円ですが、このことは事務報告書の中でも徴収率の向上に苦慮していると書いてありますように、執行部でも苦勞されていることはわかります。そこで、その点についての質問ですが、私は固定資産税の中で特に入会林とか共有地の税金徴収については、各地区でも納税組合長さんや共有地の代表の方にも集金にご苦勞なさっておられると思います。

実は、私もそれは長く体験しまして、どうにかならないかと考えますが、まずそ

のような集金担当者の方の負担を軽くするような方策はないのか質問をいたします。

○議長（松本佳久君） 税務課長、豊永知満君。

○税務課長（豊永知満君） それではお答えをいたします。

質問の共有地は、家族、親族以外の複数に10人、20人といった人数で構成されているような山林のことだと思いますが、平成25年度、地目が山林で共有者10名以上の共有地を見ますと、約530筆、750ヘクタールほどございますが、この中で課税されている土地は約300筆となっております。この共有地の納税につきましては、地方税法第10条の2にあります納税者が連帯して納付する義務を負うという規定、所有者資産にかかる全額について、各共有者が各自納税すべき義務があるということですが、役場へ届けていただいた共有者の代表者に共有者の取りまとめ、税の取りまとめをいただいているところでございます。

質問のようにここ数年、代表者の方から共有者の高齢化が進み、共有者が亡くなっていく中で、「登記名義人が何代も前で後継者がいない、相続人がわからない、近くにいない」などで取りまとめに困っているという相談があつておりました。そのために代表者の負担を軽くし、納税環境をよくすることが徴収率につながるということから、他の町村の状況も参考にしながら共有地にかかる固定資産税の分割納付要綱を本年3月に制定し、個人それぞれに分割して納付できるようにしているところでございます。要綱制定後の対応といたしましては、分割納付の要件、条件としまして、共有者の数が多いこと、相続されていない名義、相続人、納税義務者が地域にいないなどがありますので、納税相談があつた場合に制度の内容、分割納付の条件を説明しまして、その内容を共有者で確認してもらい、利用していただいているところでございます。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 今、分割納付要綱を制定し、個人で納付できるようにしたことですが、では、現在のところの分割納付のですね、状況についてお願いします。そしてまた、共有地を各個人へ付加するためにはどのような方法があるかお願いします。

○議長（松本佳久君） 税務課長、豊永知満君。

○税務課長（豊永知満君） それではお答えいたします。現在の分割納付の状況ということではありますが、現在まで18件、84筆について分割納付の手続きが済み、既に個人で納付してもらっているところでございますが、そのほかに相談があつたところ数件につきましては、制度の内容、条件などを説明し、手続きに必要な申請書等を渡しておりますが、申請まで至っていないような状況であります。

それから、個人に付加するためにはどのような方法があるかということですが、個人所有に変えること、共有地を持ち分などにより文筆して個人の名義にすることが必要となります。方法といたしましては、共有者の方で分筆、測量から登記までを司法書士等に依頼する方法が一つ、この共有地が入会林野にかかる権利関係の近代化からの適用が受けられるような土地であれば制度を利用して現在の所有者名義に変える方法の二つだと思います。

費用の面でございますが、入会林野にかかる権利関係の近代化の制度が適用できるのであれば、登記費用は軽減されるということになります。どちらも個人ごとに分ける労力に合わせて、分筆測量などに相当の費用が必要となりますので、その費用をどうするかということが問題になるのではないかとこのように思います。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 個人所有に変えるということは、個人ごとにですね、分ける労力や文筆測量などに相当の経費が必要ということですが、そのへんは課題ですけれども、その時は相談にのっていただきたいと思います。

最後に地籍調査後の面積で、24年度から納税通知がなくなったところはどういうことでしょうかお願いします。

○議長（松本佳久君） 税務課長、豊永知満君。

○税務課長（豊永知満君） それではお答えいたします。固定資産税は適正な価格、時価の課税標準額に対して課税されるという税ということで、3年ごとにその課税標準額を見直す評価替えをしております。平成24年度が、その見直しを行う基準年でございましたので、評価額の見直しをしたところでありますが、地籍調査が平成23年度で完了しましたので、この成果に合わせて課税標準額、評価額の見直しをしているところでございます。平成24年度課税されなかったということは、この見直しで地価の下落、評価額が落ちたことによって、同一人が所有する土地の課税標準額が免税点の30万円未満になったということが考えられます。そのほか地籍調査によって面積が減少したことで、免税点が30万円未満になり課税されなかったということも考えられるのではないかとおもわれます。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 了解しました。共有林の1株当たりの金額はわずかですけれども、全戸の集金となりますと、かなりの手間と集金に気を使う労力があります。今回は、土地評価額が免税点の30万円未満に満たないということで課税対象にならなかったところもあるということですが、これからも各地区担当者の方の負担を少しでも減らしていく方向へご尽力をお願いしますとともに、村民

の方のご理解いただきまして、税徴収率が100%へ改善できますようお願いしまして、固定資産税についての質問を終わります。ありがとうございました。

次に、本村のコミュニティ・スクールの進展状況についてであります。広報「やまえ」11月号の特集「山江村の教育は今」を見ましても、本村と学校では子どもたちの教育に重点を置いたICT等の施策はすばらしい成果を上げているようです。実際に小学6年生と中学3年生による全国学力調査の結果におきましても、その学力は全国のトップレベルであることがわかります。このことはICTの効果のみならず、学校、家庭、地域、そして教育委員会の連携、まとめりや支援協力の輪が結果に出ているのだらうと思います。さらに本村では、地域的、経済的な事情で可能性を狭めないような学習機会をと、さまざまな施策や中学校を対象にした村営学習塾の開設など教育への熱意が感じられます。そのような中で、今年4月から山江3校同時に文部科学省推進のコミュニティ・スクールの指定が本村教育委員会により行われていまして、各学校とも学校運営協議会がスタートし、さらに注目度の高い地域とともにある学校教育が期待されるところであります。

私もコミュニティ・スクールについての資料、今年9月5日現在のものでありまして、ここに資料がありますけれども、これを見ましたところコミュニティ・スクールは、平成16年9月からスタートし、平成17年に全国では17校の指定でしたが、今年25年4月1日現在で1,570校となっております。文科省は、平成28年度までに全国の公立小中学校の1割にあたる3,000校をコミュニティ・スクールにすることを目標に掲げているということですから、現在はまだ全国で五、六パーセントぐらいで、郡市では人吉1中と山江3校のみでしたが、10月1日付けで人吉東小学校がコミュニティ・スクール実施と人吉新聞に載っていました。いずれにしましても、全国的に早く進んだ取り組みを注目しまして、本村教育委員会のコミュニティ・スクールに対するその積極的なお考えや構想、ビジョンについて、まずお願いしたいと思えます。

○議長（松本佳久君） 教育長、大平和明さん。

○教育長（大平和明君） 今、議員指摘ありましたように、今年度4月1日に山江村内3校をコミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会に指定をいたしました。実際に動き出したのは5月、6月ということでしたけれども、このことはですね、これまでもいろいろな学校応援、支援活動を村民の方、保護者の方を中心に協力して行ってもらっておりました。さらに、その深まりをですね、関わりを深めて保護者や地域住民の力を学校運営に生かして、質の高い学校教育を実現したいという思いで、このコミュニティ・スクール導入を考えたわけです。

教育委員会として、コミュニティ・スクールを導入した理由は三つありまして、

一つが学校支援活動の活性化に有効と考えました。二つ目に教育課程、いろいろな学校で教育活動が行われておりますが、その教育課程の改善・充実に有効だと考えました。3点目に学校改善、やっぱり学校は旧態依然じゃなくて、いろんな形で時代に即応した動き方をしなければならないと思っております。そういう学校改善、それと学校評価の充実に有効と考えたわけです。24年度、25年度文部科学省のコミュニティ・スクール導入に関する実践研究の指定を受けまして、昨年度、去年度指定を受けて、今年度4月そういった意味で導入をしたということでございます。管内には先ほど西議員ご指摘のとおり、錦中学校と、それから人吉第1中学校が私どもより早くコミュニティ・スクールの動きをしておられました。各町村、市町村に1校よりも、やっぱりうちは3校しかありませんので、3校そろって力を合わせながら、このことをしていったほうが、より先ほど3点申し上げましたが、より効果的であるということで、3校同時にこのコミュニティ・スクール導入を図ったということでもあります。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 今、教育長より3点ほどですね、その大変進んだお考えや、また、積極的な取り組みの説明をいただきました。また、3校そろって力を合わせるということですね、既にその成果を感じてはいるところですが、よろしく願いいたします。

次に、本村ではこれまでも学校評議員制度や各関係団体等による地域とともにある学校として、私たちもPTAの時から「山江は一つ」ということを話されていたところですが、今回学校運営協議会が設置され、本格的な活動が展開されていますので、その設置後のイメージといいますか、学校を取り巻く組織や体制など変わった点や課題などについてお願いします。

○議長（松本佳久君） 教育長、大平和明さん。

○教育長（大平和明君） たしかにこれまでですね、学校応援、学校支援といえますかね、たくさんの方に、保護者を含め地域の方にご協力をいただいております。PTA活動も3校合同、村P連を中心にいろいろな形で学校を支援してもらってございました。

それから、学校評議員制度も本村にはありました。ただですね、学校評議員といえますのは、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べる機関であります。したがって、例えば「学校が最近どうもあいさつが悪いんですが、子どもたちが、どうすればいいんでしょうか」というのを学校評議員の方にお尋ねして、それにお答えするという形、いわゆる諮問機関でありました。学校運営協議会というのは、保護者や地域住民の方が、今度は一定の権限とですね、責任をもって学校運営

に参画するという形です。だから校長先生が言われたからじゃなくて、そのほかで気づいておられることをどんどん学校に意見を申し上げ、そして一緒に考えながら学校運営に働きかけるということでございます。いわゆる、より積極的な参画の仕組みを設けることで、そういったニーズといいますかね、を的確に反映することが非常に可能となると見込んでこういう組織をしたわけでございます。だから、今までありましたいろんな組織を少しは整理統合しながら、そしてもっとより良く発展するという意味合いで、もう一步踏み込んだ形という形でコミュニティ・スクール、学校運営協議会をとらえていただければありがたいと思います。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） わかりました。1例としてですね、これまでの学校評議員からですね、もっと踏み込んだ学校運営に取り組むということで了解しました。

では、これからのコミュニティ・スクールへのですね、教育委員会の支援策とか、手立て、また発展的展開のための仕掛けとかありましたらお願いします。あまり大事な施策とかについてはですね、伏せていただいても結構でございます。お願いします。

○議長（松本佳久君） 教育長、大平和明さん。

○教育長（大平和明君） ご承知のとおりコミュニティ・スクール、学校運営協議会というのは、それぞれの学校に設置することになっております。ですので、例えば山田小学校に学校運営協議会が設置されております。そして委員さんがおられて、その代表が会長さんということです。同じように、あと万江小学校にも山江中学校にもそれぞれの学校運営協議会が設けられております。教育委員会としてですね、今思っておりますのは、山江版という形で私は考えているんですが、3校そろってそれぞれ独自の学校運営協議会の活動もあると思いますが、3校そろって山江村全体の課題とかですね、そういうのを共有しながらいろんな活動ができないかなという具合に思っています。実は3校一緒に指定したということは、そういった意味合いもありまして、小学校、中学校の9年間の子どもの成長をやっぱり地域ぐるみで継続的に支えていくシステムに、この学校運営協議会ができないかなということで考えております。3校そろって、やっぱり同一歩調といいますかね、子どもの豊かな学びをつくっていききたいという思いがあります。教育委員会の支援としましては、今年からスタートしたばかりでございます。いろんな各学校の運営協議会の活動を、推移を見ながら私どもが支援すべきところはきちんと支援していききたいという具合に思っております。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 各学校に運営協議会ということで、その山江版ということで

すね、今ありましたが、3校そろって課題を共有しながら小中学校連携、同時に取り組んでいくということで了解しました。

特にですね、私もコミュニティ・スクールの継続的、安定的活動のためですね、財政的な措置とかは大事かと思います。そちらもよろしく願いたいと思います。

次に、コミュニティ・スクールは、その学校の運営協議会においても学校の運営状況等について自己評価を行うなど、自己点検評価に取り組まれると思いますが、教育委員会におかれましても、学校運営協議会を含めた学校の運営状況等について、学校訪問や定期的な点検評価と、その情報公開についてのお考えをお願いしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 教育長、大平和明さん。

○教育長（大平和明君） 先ほども少し申し上げましたが、この学校運営協議会コミュニティ・スクールは、まだ始まったばかりでございます。いろんな今後の課題が出てくるかと思いますが、それぞれの学校での学校運営協議会の学校運営状況と言いますかね、それと定期的な点検結果というのは、今後十分に把握していきたいという具合に思っております。

学校では、毎年学校評価をしております。自分たちの評価、学校の先生たちの評価ですね、目標に対してどれほど達成したのか、どういう点がもう少しだったのかという自己評価という形ですが、それから外部評価があります。関係者評価といったほうがいいかと思いますが、今までは学校評議員の方にしてもらっていたかと思いますが、今年度からは学校運営協議会の委員さんがおられますので、学校運営協議会の委員さんに、いわゆる関係者評価をしていただいて、外からの評価を見つめて、また学校はそれを受けて反省をし、課題を明確にし、次年度につなげていくという形になるかと思います。私どももそういった評価を各学校からお聞きしながら、私どもの課題をまた設置し、学校と協力しながらよりよい学校運営ができるように図っていきたいという具合に思っております。

情報公開につきましては、これもまだ始まったばかりですので、今準備中でございますが、ぜひ村民の方にも、このコミュニティ・スクール、学校運営協議会のことを知ってもらって協力してもらおうという立場から情報を公開し、そして協力してもらおうという体制を今後とっていきたいという具合に思っております。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 十分に評価をしていくということで、また、学校運営協議会による外からの評価ということなどですね、ぜひよろしく願います。

昨日の新聞からなんですが、ちょっとここに昨日の新聞、熊日新聞なんですが、

熊日新聞に「学校いじめ最多20万件」と載っておりました。文科省は、この20万件と、過去最多ということではありますけれども、文科省としては、いじめの把握件数の増加は学校側が積極的な把握に努めた結果だと分析をしておられるようでありまして、把握が進めば進むほどですね、その現状がわかるということでもありますので、いじめ対策にも目を向けた点検評価のほどをお願いいたしたい思います。

最後に子どもは未来の地域の担い手でもありますので、将来の本村のためにも期待したいところでありますが、そのへんの期待度といいますか、見通しはどうでしょうか、お願いします。

○議長（松本佳久君） 教育長、大平和明さん。

○教育長（大平和明君） 先ほどのいじめのことですね、確かに今全国的にいろんな話題になっております。いじめの定義といいますか、そこがやっぱり少しずつ把握の仕方が変わってきて、そして数的といいますかね、数的にも多くなったんじゃないかなという具合に思っていますし。私どももそれぞれの学校でいじめがないような形で校長先生を中心に取り組んでもらっております。絶対いじめがないようなですね、学校づくりを今後も課題として持っておきたいという具合に思っております。

ご質問の子どもは未来の地域の担い手でございます。そこでこのコミュニティ・スクールをですね、学校と地域との関係を重視して、地域とともにある学校をつくることで、結果的に子どもの学力向上をはじめとするですね、子どもの能力を引き上げるよい方法であるという具合に思っております。先ほど、テストの点数ばかりでなくてですね、体力面でも、それから道徳的な心といいますかね、そこらへんも含めての子ども能力を引き上げていきたいという具合に思っております。

それから、もう一つは地域とともにある学校とは、やっぱり地域の教育的伝統、あるいは文化を継承発展させ、そして地域の将来の担い手を育成するということが期待されると思います。ただし、たしかに私どもの村内では、高校までは地域で育て、地域で、家庭で育てですね、家庭から高校までいくと思いますが、高校を卒業してから、やはり都会に出ていく子どもさんも多いかと思えます。しかし、山江で学んでよかった、山江で育てよかったという心持ちを育てることによってですね、将来的にやっぱり山江、自分のふるさとである山江を思い起こして、山江にもう一度帰ってくるとかですね、そういった仕組みも今後考えていく必要があるかなという具合に思っているところです。このコミュニティ・スクールというのは、私たちがですね、子どもの頃は地域の人たちから温かく叱られて育ったという具合に思っています。本当に温かく叱られて育ったという土壌ですね、もう一度この山江村でつくっていききたいというのが、私の願望、熱望するところでございます。そういった形でコミュニティ・スクールを今年度から動き始めましたので、議員の皆様

様方、それから村民の皆様方にも、このことを理解していただいでですね、やはりこの地域で守り育てていく子育てといひますか、そこらへんをご理解いただきご協力いただくとありがたいという具合に思ひます。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） わかりました。コミュニティ・スクールにより結果的にですね、学校の成績もですけども、道徳的にもですね、能力が上がつて、また地域の伝統を学び卒業すると、私も地域とともにあるコミュニティ・スクールの手厚い教育を受けられた生徒さんは、心身ともに健全に成長され、それぞれの目標に向かつて進まれますが、本村で学んだ今教育長よりありましたように、学校、家庭、地域の先生や皆さんの熱意はいつまでも残るのではと思ひます。そのことが将来の皆さんの将来の本村の力になるのではないかと思ひます。ICTのデジタル分野としてコミュニティ・スクールのアナログ分野ですね、の融合によりネットいじめなどのない、絆を繋ぐコミュニティ・スクールのさらなる発展を願ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。再開時刻を10時45分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に5番議員、田原龍太郎議員より1、株式会社やまへの営業状況についての通告が出ております。

田原龍太郎議員の質問を許します。田原龍太郎議員。

田原龍太郎君の一般質問

○5番（田原龍太郎君） おはようございます。5番議員、田原です。通告に従い一般質問を行います。よろしくお願ひします。

株式会社やまえ「ほたる」の経営について質問をします。

「ほたる」のここ数年の経営状況をみますと、平成22年度赤字に転落し、平成23年度赤字を削減したものの平成24年においては、2,495万6,000円の

赤字でした。我々議会も「ほたる」の支援として昨年の暮れより何が問題なのかと調査検討特別委員会を立ち上げ、財務資料の分析や従業員へのヒアリングを行い、問題を洗い出し、その都度問題点の改善を提案し、議会においても経営資金を貸し付けることを全員一致で議決し、支援してきましたが、赤字が拡大している状況です。「ほたる」の役割について、もう一度原点に立ち返り、再考すべきであると6月の定例議会において報告をしています。

そこで、最初に「ほたる」の設備の管理状況について五、六点質問いたします。

一つ、「ほたる」の備品や設備の管理はどんな方法で管理されていますか。台帳やパソコン管理とか、備品1台ごとに設備または設備工事ごとに行っておられるんですか、お願いします。

○議長（松本佳久君） 産業振興課長、中山久男君。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまの件につきましてお答えさせていただきます。

台帳の管理につきましては、ペーパーでの管理となっております。ペーパーをファイル化されております。備品台帳、これは運転、営業のですね、開始から一括の台帳となっております。あと車両運転日誌、設備台帳、こちらのほうは毎日のボイラーの消費燃料を記載した点検簿等を含めております。浴場の設備チェックシート等もございます。業務日誌等で台帳を管理されているようでございます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） その備品に応じた管理台帳を作成されておると思いますが、私が確認したところですね、ボイラーにおけるの号機ごと点検日誌というのがちょっと見当たらずで、そのへんもですね、確実に実施していただきたいと思っております。

続いて、ボイラー設備の管理はどんな方法で管理されていますか。号機ごとに、また日々の時間、数量メーターを管理する。メンテのほうで業者はどうなっていますか。それについてお答えください。

○議長（松本佳久君） 産業振興課長、中山久男君。

○産業振興課長（中山久男君） ボイラーの設備の管理等につきましてお答えさせていただきます。

ボイラーにつきましては、号機ごとでなく一括での管理をされております。毎朝、職員の出勤7時前後ぐらいにですね、地下タンク2万リットルのタンクがございまして、このメーター器によりましてですね、毎朝残量確認して、前日の消費量を算出しているようでございます。メンテにつきましては、浴場設備につきまし

ては定期的な管理を委託しています。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 今「定期的に管理業者に委託しています」ということですが、定期的にとというのは1カ月単位とか2カ月単位とかランダムにありますけど、ちょっとそれですね、歩行浴ですが、入られた方が吹き出し口からバツと出てきたと不純物が、ということを知りましたので、どういうふうな時期的の間隔といたしますけど、わかりますか。1カ月とか2カ月とか、その都度業者を入れるとか定期的な管理についてですけど。

○議長（松本佳久君） 産業振興課長、中山久男君。

○産業振興課長（中山久男君） ただいまのメンテ関係の業者の点検法につきましてですね、あとのほうでちょっと若干お答えさせていただきますけど、9月まではですね、業務委託を「はたる」のほうで契約しておりました。こちらのほうにつきましてはですね、点検項目が毎月ごとと、2カ月ごと、1年点検ということの項目によりましてですね、業者のほうで点検いたしております。

お客様の目の前に現れるということですけど、機械室等、ボイラー等とか各部屋に入る際にですね、そういうことがあったかと思えます。お客様のほうにはご迷惑かけたかと思えます。部屋に入る際に浴場のところ、男子の浴場、女子の浴場ございますけど、その間の所にボイラー室がございますので、そのほうがちょっと目に入ったかと思えます。今後のほうは屋外のほうにも出られるようになっておりますので、その点、気をつけたいと思えます。ご無礼しました。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 定期的にですね、折半をですね、だいたい1カ月なら1カ月とか決めてやっていただきたいと思えます。

次に、ボイラー室のポンプ設備があるんですけど、たまたま私が行ったときに水漏れがしていて、それについての指示はされましたか。

○議長（松本佳久君） 産業振興課長、中山久男君。

○産業振興課長（中山久男君） ご指摘の箇所につきましては、交換部品を含めまして業者のほうに対応させていただきました。近日中に修理のほうを行わせていただきます。ご指摘ありがとうございます。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 担当がおられるわけですので、定期的にですね、見回っておられると思えます。そこで気づかれた時点ですね、業者に連絡して修理のほうをお願いします。

続いて、A重油タンク設備の管理の方法ですけど、今回配管の詰まりでボイラー

が始動時間になっても始動しなかったという事故が発生しております。午前中いっぱい入浴できなかったということをお聞きしましたが、これについてはどう把握されておられたんですか。お願いします。

○議長（松本佳久君） 産業振興課長、中山久男君。

○産業振興課長（中山久男君） ただいまの件でございます。11月30日にですね、ご指摘の事故が発生しておりました。この件につきましては、当本人は当日はちょっと連絡は受けておりませんでしたですけど、ご来館いただきました皆様にこの席上でお詫びしたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

ボイラーへの燃料を給油しますポンプが自動作動しなかったため、燃料の補助タンクが空になり、温泉のお湯を加温することができませんでした。計装盤内のリレースイッチの故障が原因でございました。2時間程度で復帰しましたが、浴槽の加温に更に1時間から1時間半ほど要し、入浴できましたのが10時半過ぎから男子の浴室のほうから入場していただきました。女子のほうにつきましては、またそれから二、三十分かかったということをお聞きしております。ご迷惑をおかけいたしました。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 11月30日、この日はですね、私も行っておりました。しかし、私も風呂のほうに行ったんですけど、何もトラブルはないんですかと言ったんですが、「ありませんでした」ということを言っておられましたけど、やはり25年度の方針ですか、経営方針の中にハウレンソウ、そういう連絡・相談・報告、そういうのをですね、それを上げておられましたので、確実に実施するようによくお願いします。

さて、エマルジョン装置というのがあります。これは、装置を入れられましてから四、五年経っておるわけなんですけど、これについての稼働がなかなか稼働しないということで、実は私も行ったときには修理中ということでバラしてありました。「いつバラしたんですか」と聞いたならば、「1カ月前にバラしました」ということで、そのまま放置してあるんですけど、「稼働状況はどうですか」と聞いたならば、「1年近く動かしていません」ということでしたので、それについてお答えを願います。

○議長（松本佳久君） 産業振興課長、中山久男君。

○産業振興課長（中山久男君） ただいまの件につきましてお答えさせていただきます。改修の不手際や燃料の提供先の減少によりましてですね、思うような量の確保ができないのが現状でございます。ほとんど活用されておられません。6月以降ですね、エンジンオイル等の廃機械油、作動油と言ってるようでございますけど、こち

らを試験的に活用してみましたが、燃焼がうまくいかずにですね、ススの発生やボイラーの不着火が原因でうまくいきません。回収しました作動油に不純物が混ざっておりまして不完全燃焼を起こしたようでございます。現在、改修とろ過をですね、業者をお願いしております。あわせて設備のメンテ会社を交えましてですね、廃食用油及び廃作動油の燃料としての活用策を今後協議検討させていただきたいと思っております。その後に、また再稼働について十分検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 本当に再稼働ができるのでしょうか。私はエマルジョンについていろんなことを聞いております。今、ほかの町村で利用していたところもですね、やめているということを知っておりますけど、これもやはり設置するときに160万円近くかかっております。もう本当ならばやめた方がいいんじゃないかと思っております。何でもかという、こういうエンジンオイルとかなんかでやるならばできますと、業者の人私は、その時は村長も一緒におられたですね、そういうことを聞いて、そういうふうにも切り換えてもそういう問題が出るということならば、やはりもうけじめをつけてですね、やったほうがいいんじゃないかと思っております。そこ四、五年経っておりますので、ストレーナーが詰まるというのはわかっておるわけなんですよ。それに対しての廃油を温めてサラサラにしながらするというのも業者の方はわかっというてそれから進んでいないと。これについては、やはりもうけじめをつけたほうがいいんじゃないかと、担当者もですね、もう本当言ってパニックっておられます、確認したならば。

それで全体的なことなんですけど、メンテ業務ですね、今は川幸産業さんだったですかね、前ボイラーをやっておられたのは、もう切って、熊本のほうの業者に委託しているということを知っておりますけど、今後どのようなことを、メンテにですね、やはり24時間必要とは思っています。やはりストレーナーが詰まったり、ボイラーが止まったりといったお客さんに迷惑かけますので、やはり24時間態勢で管理するのがいいんじゃないかと思っておりますが、それについてはどうお考えですか、教えてください。

○議長（松本佳久君） 産業振興課長、中山久男君。

○産業振興課長（中山久男君） ただいまのメンテ関係を含めましたところでございますけど、24時間のメンテ業者、本当にいけば助かる状況でございます。といたしますのが、従業員も部門別で配置しておりますけど、なかなか機械的なところにつきましましてはですね、難しい点がありまして、把握してないような状況でございます。先ほどメンテ関係につきましましては、定期的にということで行っていると申し上げます。

たんですけど、川幸産業というお名前が出ましたので申し上げさせていただきますけど、本年9月までにですね、本社が鹿児島市でございます。その川幸産業、熊本市のほうに営業ありますけど、こちらの業者のほうに委託しておりました。9月に切れたということで、現在は熊本市にあります別の会社のほうに委託ではなくてですね、随時修繕をお願いしております。設備の老朽化も相まって、昨今機器の異常が発生しております。社員では対応が難しいために、早急にメンテナンス業者の選定を行いながら設備のメンテナンスについては、委託契約をできればと考えます。こちらにつきましても、株式会社の取締役会等に検討していただきながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 今の件ですけど、25年度の経営方針の中にですね、取引業者の見直しを行うということで、毎月高額な委託料とかを払っている業者を切っておられる。しかし、さっき言いましたように24時間やっぱり管理しながら、それをずっと随時せろというわけじゃないんです。熊本ぐらいなら1時間ぐらいでパッと来られますので、どうにかやはり優秀なところのですね、よく知っておられるところの業者に委託するのが一番いいんじゃないかと、私は考えます。やはりお客様あつての「ほたる」だと思っておりますので、そのところを勘違いをされているんじゃないかなと私は思っております。そのほうをよく考えて進めてもらいたいと思っております。

それでですね、今ボイラーの件、重油の件、エマルジョンの件、メンテの件について、いろいろ課長から話してもらいましたけど、産業課長、中山課長から話してもらいましたけど、村長の経緯としての考えをちょっとひと言お願いします。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） お答えさせていただきます。田原議員にはですね、本当に株式会社やまへの改善について建設的なご指導、また専門的な分野でのご指摘等をいただいております。

10月現在の経営収支ですけれども、4月と8月と10月は200万円から300万円の黒字、そして5月、6、7、そして9月が若干の赤字ということで、少しは赤字ですけれども、相当経営は改善されております。100万円から200万円程度の赤字ですけれども、今後11月、12月の1月が忘年会、新年会の一番ピーク時でありますから、私も含め従業員一体となって、先ほど田原議員がおっしゃったように25年度は、とりあえずやれるだけ意識改革をしてやっていこうということでやっていますから、そういったことで経営改善は相当なされていると、しかし、あまりに経営改善だけ急ぐということでお客様あつての施設ですから、田原議

員がご指摘のとおり、そのところは慎重にしていかなければならないということは十分に認識をしているところでございます。

今まで、議会からの特別委員会等をつくっての改善策の提案、それから株式会社やまへの改善計画、そして第三者機関であります熊本県商工会連合会、経営診断士による改善提案書、この三つを総合して今取り組んでおりますことをご報告したいと思います。改善策としましては、まず一番に責任体制の明確化、部門別収支管理の実施、部門別に売上げ原価、人件費、その他費用を把握して、各部門に配部し、部門収支管理を行い、部門ごとの責任体制を明確にすること。それから組織体制の整備、組織体制整備の目的は、責任と権限を各部門に明確化にして、社員、それから従業員の責任感や意欲の向上を図っていくこと、それからコスト低下対策。まず一つは、短時間パートの有効活用、食堂とか宿泊、売店など、このようなサービス業は一日においては、忙しい時と暇な時があるものですから、この差が大きいと、ですから、短時間パート等の活用をして効率化を図る必要があるかなというふうに思っています。

それから、1週間単位での変形労働時間の採用の検討、温泉施設等は常時30人未満を使用する小売業、旅館業等については、このことを採用していいという労働基準監督署等の決まりごともあるものですから、労使協定を結びながら労働基準監督署に届けて、1週間の労働時間を40時間以下にするとか、一日の労働時間の上限を10時間とするとか、そういったことをしてまいりたいと思っています。当然、そうなってきますと残業等も出てくる場合がありますから、割り増し賃金としましては、8時間を超える所定労働時間の日は、その超えた時間、あるいは8時間以内の所定労働時間の日は、8時間を超えた時間というふうにしていきたいと思えます。それから、ドライバーや運転手の方法、外注化の検討、送迎用や商品配送のドライバーの使用については、今固定費、固定費となっていますので、勤務の状況やコスト把握を行い、効率的な運営のため外注などの変動費化を検討していきたいというふうに考えています。

それから、今ご指摘いただいていますボイラーの管理、エマルジョンの運用活用です。燃料費高騰への対応ですけれども、24年度の燃料費は会社売上高の11.6%を占めています。温泉部門の売上高の65%、燃料が相当高くなってまいりました、に達しています。これ以上の燃料の高騰は経営を圧迫することとなってまいります。球磨郡市周辺の同業者と協議して、お客様へのサービスはもちろんですけれども、営業時間等の見直しなどもよく考えてみる必要があるかなというふうに思っています。このエマルジョンの導入しましたのも、このように大変燃料が高くなってきましたから非常に経営が厳しいと、2割程度を削減できるならば環境にもい

いし、ということで導入をしてみました。しかし、ご指摘のとおりなかなか入れたものを活用できない。まだ、この錦町はうまく運用してると言えますけれども、田原議員の指摘のように、やってみてわからないときには早めに決断することも大事なかなということも考えております。もう少し検討して、どうしてもこの稼働等がうまくいかないときには決断をさせていただきます。

それから、情報の共有による社員の連帯意識の向上、朝礼の毎日定刻の実施、やはりサービス業は働く者のお互いのコミュニケーションが不可欠であります。利用者にも心こもったサービスを提供することは、まず社員同士が気持ちよく働ける環境づくりをつくっていかねばならないということを考えています。毎朝定刻に朝礼を行い、その日の情報伝達や部門及び個人の目標を発表するなど、社員間の意思疎通と課題の共有化を図りながら、全社員一丸となった組織活動に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、部門責任者の実績検討会の定期的な開催、今まではなかなか全体的なことだけで、部門別のことが明確化じゃありませんでしたから、定期的に部門責任者会議を開催して、課題の明確化と意識高揚を図ってまいりたいと思います。

それから、今後消費税増税に伴う価格の見直し、消費税が現行の5%から段階的に10%に増税することが決定しております。当面は26年4月から8%が予定されていますが、適切に価格の転換をしていかねば、さらに損益の悪化を招くということは見えています。その対策・検討をしっかりとしていく必要があります。消費税の増税問題については、郡市どの施設も一緒ですから、支配人会議等しながら歩調を合わせていきたいというふうに思っております。

それから、大事なことですけれども、お客様へアンケートをとりたいと思います。やはり利用していただくお客様の意見が貴重な情報源であります。苦情やクレーム等を積極的に聞き取って、その対応・改善をしていきたいというふうに思っています。それから、大きな改善計画の実施体制の整備と実行であります。24年度の業績の反省を踏まえて、当社で経営改善のための部門別戦略をつくっております。しかしながら、まだまだ責任体制があいまいであります。日々の業務に追われて支配人段階での計画にとどまっておりますので、具体的な行動がとられていない。これを改善したいと思っています。このままでは、せっかく皆様方からいただいた改善計画も絵に描いた餅同然となる恐れがありますから、責任体制を明確にして、責任者を交えて部門別戦略の立案から行動計画を作成して取り組んでまいりたいというふうに思っています。それから、取締役会の実績管理による社員の動機づけであります。以前、定例議会で議員さんから支配人を取締役にして責任を持たせたらということもございますから、今そのことを進めております。取締役会には、

社員は支配に一人が出席し、実績報告と取締役から指示を受けて業務に当たっているのが現状でございます。組織力を強化するには支配人とともに部門責任者も出席し、部門の事業方針や業績等の報告、役員からの直接指示をするなど幹部社員の責任感や課題に対する動機付けを図っていきたいと思います。部門別の責任者が逃げ道がないように、言われたことは的確にすると、先ほど報告・連絡・相談ということが言われましたけれども、まだまだこれがピシッといていません。昨日も私も2回ほど行って、そのことを指示したところであります。

それから、できれば私は株式会社やまえですけれども、出資は村が一番多いわけですから、役場の課長さん方、管理職の方で、この改善計画の推進委員会たるものを組織をつくっていただいて、定期的に課長さん方も現場に行ってもらって見る、そして指導する、注意する、それを持ち帰ってきて経営に反映する。そういった管理部門の組織もつくったらどうかなと、あまり私たちも行政を持っていますし森林組合、それから商工会、行政等が株式出して会社をつくってますけれども、なかなか業務に追われてしょっちゅう行ってられない、そういったことも今後検討をしてみたいというふうに思っています。いずれにいたしましても、今、田原議員からの的確な現状で早く立ち直るように頑張れというようなことを叱咤激励を頂いておりますから、今後さらにですね、私も含めて意識の高揚、そして反省するところは反省、お客様に喜んでいただく温泉施設になるように今後精いっぱい頑張っていきたいと思いますので、今後ともご指導、ご鞭撻をいただきますようによろしく願います。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 次の質問まで言われてしまったんですけど、温泉部門の設備について、いろいろ今まで質問しました。今、社長であられる村長において、今後の温泉センターについてですね、どういうふうにやっていくかということで、私も自分なりに「ほたる」は何をしなければいけないかということと、役員、従業員が本腰を入れて改善計画を策定し、その計画に基づき経営を軌道に乗せるということが重要であるということを言いたかったわけですが、今までですね、いろいろな損失の穴埋めを村がやっていたという体質は、本当ならもうやめてほしいと、第三セクターだから親方日の丸みたいな感じですね、仕事をやっておられたんじゃないかなかなか黒字にはならないと思います。これは近辺、阿蘇のほうでもそうですけど、施設によって、いろんな倒産をしたりですね、閉めたりとかいう町村もありますので、そこを考えてやってもらいたいと思います。経営計画、部門別計画についても先ほど言われました。25年度経営方針によって、先ほど答弁をもらったわけなんですけど、支配人を取締役にするということは、議会からも出たと思うわけなんで

すけど、責任は今のところ責任が支配人にかぶさっている状況です。そこをですね、社長である村長が、もう少し手を入れて、人員も5月に比べたら七、八人減っております。パートさんを除いてですけど、パートさんを入れて時間をつくりながら運営をしていくということをさっき言われておられました。また油が確かに一番高い燃料費ですかね、ガソリンもそうですけど上がっております。しかし、そのためにエマルジョンを入れて、それは役には立たないと、何のために入れたのかということもありますので、そこはよく考えてしてください。

あと一つあるんですけど、A重油のチェック方法ですね、これ課長にちょっとお話ししたことがあるんですけど、これやはりもう思い切って古いところは変えて、誤作動、要するに重油を入れた場合に計算が合わないわけなんですよ、どういうふうなあれでということを確認したところ、メーターが悪い、ならば早く何で修理をしないのかなと、そういうやっぱり小さいことがですね、大切だろうと思います。一つあれですけど、よく意識改革、意識改革をせないかんと、従業員の人のですね、ことを社長である村長が言われるんですけど、今までどのような指導をやられたかというのを一つ二つもしあるなら教えてください。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 何よりもお客様あつての施設ですから、当初ですね、議会の皆様方からいろんなご提案、ご指導をいただいていますから、今まで5回程度、朝会30分から1時間かけてですね、訓示、全員集めて、休館日等に集まっていたいで、やはりお客様あつての温泉センター、そして経営の内情、そして今後の取り組み等を指示し、またお願いをしてきました。しかし、要はやはり一人一人働く人が意識改革を持ってもらわないとなかなか進まない、自分ばかり一方的に走ってもいけませんから、そういう点を十分反省しながら、やっぱり部門別とか、あるいはセクションごと、全体的なことを話し合いながら本当に生まれ変わったセンターとして、今後運営をしていきたいというふうに思っています。

それから、ご指摘いただきましたようにボイラー等、もうできましてから相当年数が経っている関係で、確かに今よく整備をする、点検をする、この頃故障が目立ってまいりました。ですから、しかしお客様あつての施設ですから、やっぱり事前によく点検、チェックをしてお客様に迷惑をかけることはできませんから、今は本当にちよくちよく湯の花って管からポッと出てきたりとか、あるいは先ほどありましたようにボイラーが故障したとか、いろいろ出てきてますから、そのところはよく議会の皆さんと話して施設の整備等には、お客様に迷惑をかけるわけにはいきませんから、ちゃんと現場を見ていただいたり、実情等を話して対策をしていきたいと思っております。また、今後とも社長として責任があるわけですから、山江村にはな

くてはならない大切な施設でもございますから、しっかりと今、田原議員さんから指摘をいただいていますことをですね、真摯に受け止めて今後の経営に役に立っていききたいというふうに思っています。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 従業員の方もですね、一生懸命頑張っておられると思います。従業員同士の情報の共有化とか認識等が足りないだろうと思いますので、そのほうの指導をよろしく頑張ってもらいたいと思います。

最後に、今回議会の監査要求、議会の監査要求に伴い、平成25年度11月29日付けで山監43号において報告があった議会の請求に基づく監査報告結果についての貸借対照表なんですけど、この数字が間違っているとは思っていないんですけど、村長はですね、地域座談会の中において資本金についてなくなったと説明をされておられるわけなんですけど、いつの時点でなくなったのか、正確に教えてください。この貸借表はですね、さっき言った山監43号の中で菅野監査委員から報告された内容なんですけど、これを貸借表を見た限りではですね、少なくとも24年度までは資本金はあるということになっております。村長が発言した資本金がなくなったという発言はですね、おかしいんじゃないかと、撤回してほしいと思っておりますけど、これの山監43号の、この結果表ですね、現金預金があります。これを見ても24年度の642万5,910円と少なくなっておりますけど、21年度までは2,488万5,313円と預金、貯金も残っております。資本金としましては1,300万円、内訳は知っておられるように山江村が216株で1,080万円、森林組合の24株で1,200万円、商工会14株70万円、JA球磨ですね、これが4株20万円、出荷協議会が2株10万円というふうに資本金もあります。資本金合計としましても、24年度までは1,423万1,755円と100万円近く、120万円近くですね、資本金をオーバーしているわけです。今年度、私がもらった資料に25年度上期のやつですね、これを見たならば今現在として857万6,762円と、442万238円というのが食いつぶされておるわけですけど、先ほど言ったようにですね、24年度までは資本金はあると、これを見て言えるわけですよ。それでなんですけど、やはり村民の方にですね、誤った情報を流すというのはやはりおかしいんじゃないかなと私は思っております。これについて村長は撤回されないわけですか、そのままやはりあれしますか。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） これはですね、平成21年でしたかね、出資株、それぞれ村、それから森林組合、商工会が出資をしております。非常に温泉センター株式会社やまえが昨今の世の中の経営状況において、他の町村も一緒のように非常に厳しくな

ってきているほとんど赤字であると、本村も経営が苦しかったから、この株のお金を取りくずしたいということでしたところが、取締役会の席上で、「もうこの出資金はありません」という報告が出てきました。しかし、その出資金は株式、役員会に全然回っていないということで、当時の森林組合長、商工会長もえらいおかしいということが出てきたことが事実です。その後、よく調べたところが、当時の社長と支配人で全部お金が引き出されていたということが事実です、これ。ですから出資金が全然その預金が無かったということが事実ですから、出資金は会社の運営資金に使っていいわけですから、なぜそれを引き出したまま後を返していなかったのか、ほかに預金があるならば、それを回してでもいいと、これはもう使っていいわけですから、ただそのところが、当時の森林組合長、商工会長も全然役員会にも諮ってないし、おかしいということが出てまいりました。ですから、数字上はあるようになっているけれども、出資金等はないというのが株式取締役会で出てきたから、これはどういうことかということです。そういったことからですね、田原議員がおっしゃるように、出資金は経営上に使っていいわけですが、その方法、やはり出資者である株主である森林組合長、商工会長等がよく特別決議をして、そして使っていいわけですから、やっぱりそのことがなされていなかったことから、このような結果になっているのではなかろうかなというふうに私は思っています。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） しかし、現実としてですね、数字としては残ってるわけですよ。しかし、その時はどうか知りませんが、トータル年度、21年度まではあるし、預金もあるし、資本金もあるし、これに対して異常はないということで監査委員からの報告は受けておられるわけですよ、しかし、それをあくまでもあると、ならどの時点で、今実際、今現在としてですね、25年度の上半期自体は今資本金がくずされおるわけですよ。預金も少ないしということで、ならばいくら取締役会で上げてても数字的には元に戻っているわけですね、資本金として、おかしいんじゃないですかそれは。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 株式会社の株に応じた出資金というものは、これを取りくずすときには、株式会社取締役の特別決議がいるわけですよ、特別決議がいるこれは法的にも決まってるわけですよ。これを当時の社長と支配人で取りくずすということが、どうかということです。株主というのは、森林組合長、それから商工会長等がいるわけですから、出資金というのは自由に運転資金に使っていいわけですよ、ですから、その時にちゃんと特別決議をして、このように使うということがあればいい

けれども、それがなくして定期預金から取りくずされているという事実です。そのルールをしないと、例えば私が勝手に取締役会に図らずに勝手にその出資金を使うということはできませんから、やはり組合員とか商工会員がいるわけですから、その出資金ですから、ちゃんと特別決議をして運転資金として使っていいわけですから、そのところがなされていなかったということでございます。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 私も山崎前支配人、前内山村長にも確認しましたが、「そんなことはやってない」ということを言っておられます。結局こういうことになればですね、水かけ論になってしまうんですけど、数字として実際にはあるわけですから、それをその時の状況が私にはわかりませんが、本人たちが確認したらそれはないと、しかしそれをですね、まず座談会の中において資本金がなくなった資本金を使い崩したというのはちょっと、実際的には残っている。ただ取締役会にかけなかったということは私にはわかりません。しかし、本人たちは「そういうのは一切してない」ということですので、私も菅野監査員の報告を信じて、資本金はなくなっていないと、結局資本金は今現在あるわけです。この上期でつぶされていますけど、しかし、これについては数字を語っているのが事実だと私は信じていますので、これについては村長がそこまで言われるならば、私も水かけ論になってしまいますけど、この菅野監査委員さんたちに一生懸命して調べた結果においては、事実あるということですので、これで私の質問は終わります。

-----○-----

○議長（松本佳久君） これで、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時35分

第 3 号

1 2 月 1 3 日 (金)

平成25年第5回山江村議会12月定例会（第3号）

平成25年12月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 報告第 7号 総務常任委員会委員長報告
- 日程第 2 報告第 8号 山江村総合行政システム更新事務に係る調査特別委員会委員長報告
- 日程第 3 同意第 2号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第56号 平成25年度山江村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第57号 平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第58号 平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第59号 平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第60号 平成25年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）
- 日程第 9 要請第 1号 2014年度地方財政確立に関する要請
- 日程第10 陳情第 3号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情書
- 日程第11 陳情第 4号 小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費制度を早急に創設することを求める陳情書
- 日程第12 陳情第 5号 介護職員の処遇改善を求める陳情書
- 日程第13 議員派遣の件
- 日程第14 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長）

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西 孝 恒 君 | 2番 谷 口 予志之 君 |
| 3番 中 竹 耕一郎 君 | 4番 岩 山 正 義 君 |
| 5番 田 原 龍太郎 君 | 6番 秋 丸 安 弘 君 |
| 7番 原 先 利 且 君 | 8番 松 本 佳 久 君 |

9番 山本義隆君

10番 欠員

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北田愛介君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	横谷巡君	教育長	大平和明君
総務課長	蕨野昭憲君	税務課長	豊永知満君
産業振興課長	中山久男君	健康福祉課長	山口美敏君
建設課長	白川俊博君	教育課長	嶋原美津子君
会計管理者	福山浩君	農業委員会 事務局長	木下久人君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は9名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日時第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

議事日程順に質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いします。

また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数3回）の規定と、同規則第55条（発言時間制限60分）の規定は、お守りいただきますようお願いいたします。

なお、質疑回数が3回を超える場合は、同規則第54条但し書きにより、あらかじめこれを許可しておきます。

まず最初に、本日田原龍太郎議員から12月12日の会議における発言について、会議規則第63条の規定により、お手元に配付しました発言の訂正申出書に記載した部分を訂正したいとの申し出がありましたので、これを許可します。

-----○-----

日程第1 報告第7号 総務常任委員会委員長報告

○議長（松本佳久君） それでは、日程第1、報告第7号、総務常任委員会委員長報告を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第1、報告第7号、総務常任委員会委員長報告については、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 報告第8号 山江村総合行政システム更新事務に係る調査特別委員会委員長報告

○議長（松本佳久君） 次に、日程第2、報告第8号、山江村総合行政システム更新事務に係る調査特別委員会委員長報告を議題とし、質疑を許します。質疑ありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第2、報告第8号、山江村総合行政システム更新事務に係る調査特別委員会委員長報告については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第3 同意第2号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（松本佳久君） 次に、日程第3、同意第2号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第3、同意第2号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第56号 平成25年度山江村一般会計補正予算（第3号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第4、議案第56号、平成25年度山江村一般会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

6番、秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） おはようございます。

議案第56号、平成25年度山江村一般会計補正予算（第3号）につきまして、2点だけ質疑させていただきます。

まず10ページ、ページ数で10ページになりますけど、農林水産業費、19負担金補助の新規作物導入支援事業補助金47万8,000円の補助金が上程されていますが、この内容をお伺いいたします。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまのご質問につきましてお答えさせていただきます。

山江村の農地を見まして、まず冬場の農地につきましては、作物等があまり有効利用されていない状況でございます。今回企業のほうから試験的にたまねぎ栽培はどうか、これは加工用のたまねぎでございますけど、そういうお話がありまして、農地の1ヘクタール、こちらのほうに20万本のお話がありました。それで、時期的に種子からの栽培が難しい状況でありましたので、今現在12月から関係者の方が農地等に苗木のほうを植えていただくということで、苗代の補助、但し、考え方といたしまして、苗代から種子分を差し引いた分の半額を助成できればと考えております。その分の予算計上でございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） これは新規作物でたまねぎだけの補助金ですか。

○議長（松本佳久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） 今回の予算計上につきましては、たまねぎ分のみを計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） はい、わかりました。

たいへん今農業情勢は厳しい折でございます。こういう助成をやっていただくと大変ありがたいと思いますので、今後とも行政のほうでいろんな方面で努力していただければと思います。

それと、もう1点なんですけど、11ページの公有造林造成費として補償補てん及び賠償金として上がっておりますけれども、購入する理由をお伺いいたします。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） まず第1点目に新規作物のたまねぎのことですけれども、今、本村は中山間地域、非常に農政の大転換で、農地をどのように生かしていくかということで、皆様方と本当に真剣に検討していく時期に入ったんですけども、例えば川辺川農地造成地とか、田んぼのうら田を利用して農業振興を図らなければならないという強い思いがありますが、実は業者のほうから10ヘクタールほど作りたい

ということでございましたけれども、農家の方の意見を聞くと、種子は大体9月ごろ蒔かないと苗はできないということでございました。ですので、せめて山江のブランド化、農業作物の柱とするために1ヘクタール程度でも試験的にしてくれないかということでしたから、それならば現在苗があるのを半額程度助成して試験的にやってもらうと、これがだんだんとうら田、それから川辺川土地改良の農地助成地あとにだんだんと広がっていけば、農家の方も一つの主要作物になるかなという思いで、今回予算の計上をさせていただいております。

それから、今2点目の山の購入、今回今年伐採しました村有林、横手畑村有林に皆様方も出席いただいて、新しい苗を植えていただきました。200人近くの方が山を植えていただきましたけれども、やっぱり山というのは、今は大変木材価格が安くて山を持ってらっしゃる方は苦労されています。そういった中で、山江村は名前のように山が森、江が川ですから、水をはぐくみ緑を保護しながら、やはり環境を守っていくということを考えたときに、ある程度まとまった有効な村の財産として活用できる、環境にも活用できる。あるいはその山を生かして働く場もできるということができれば、議会の皆様方のご了解もいただきながら購入していきたいということを思っています。今回の山口の宇山口の公有林でございますけれども、現地調査もしていただきましたように、県道にずっと隣接をしております。

そして、スギ、ヒノキ、約32年生から50年近い立派な成木があるし、作業道も900メートル程度開設をしてあると、そして、その山周辺から流れてくる水も万江川の水源として相当水があるということを考えるならば、第三者が山を買った場合に隣接している所有者の方も熊の原、山口、合子俣と数人いらっしゃいますから大変いろんな困ることも出ることも予想される。やはりこのことは公的に村のほうで購入していたほうが、非常に地域の林業振興にもなるし、山江の林業政策にも非常に効果があるかなという思いで、今回予算計上をさせていただいているところでございます。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） 時期的にですね、今一番高い時期に購入されるわけと、それと1ヘクタール当たりの単価ですね、これをお伺いいたします。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） いま木材価格は秋丸議員がご指摘のように一番今は立米3,000から4,000円高いですから一番高いです。今回購入いたしますのは、7月から8月の木材市場の平均値ですから、今の価格よりかは立米3,000円から4,000円安いということで積算をさせてもらっています。

今回は2人の所有者、1人は2ヘクタール、あと1人は25ヘクタールというこ

とでございます。全部が全部植林をしてあるというところではございませんので、植林だけだったならば適正に評価したときに97万8,000円です。今の8月現在の市場価格で適正に評価した時に97万8,000円ぐらいが一番高い評価であると、そして一番安いのは40万円ぐらいになります。しかし、村で買うのは高く買うわけにもいかんし、安く買うわけもいかないし、適正な評価ということから財政審議会に諮ったときに、中間60万円から65万円の間に幅を持たせて、その間でお売りになる所有者の方とよく交渉して、その範囲内で購入すべきという意見をいただいております。今回の予算につきましては、ヘクタール当たり60万円から65万円の線で交渉して、それで購入できたらというふうに考えているところでございます。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） 私が聞いた話で、今は山林の価格がですね、隣の町村でも一緒だと思いますけども、大体5万円から10万円とお聞きしております。それに対して、60万円から65万円、大変高く評価されていると思います。それと23年度と24年度にやっぱり購入されてますけども、そのときは13万円と22万円程度で購入しております。今回5倍から6倍高いわけですけども、この理由は、理由をお聞かせください。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。今、裸の山の土地を買うときには5万円から10万円ぐらいですね、これは秋丸議員がおっしゃるとおりです。今回購入予定しています土地につきましては7万3,000円であります、土地は。

山というのは土地の価格じゃなくて、そこに立っている立木の価値、評価であります。現在、10月現在の木材市場の市場価格から今回購入する山の価格を出しますと、先般皆様方に説明しましたように相当な金額になると、しかし今の額で買うわけはいかないと、やはり夏場にちゃんとした標準的な価格で買う必要があるということから、今回提案してます山は、非常に30年から40数年たった木のヒノキが中身が多いということです。スギだったら安いんですけども、ほとんどヒノキです。今はヒノキは立米当たり2万円を超えていますから、今切ったとしても相当な額は価格になるというふうにあります。そういった事情から当然秋丸議員がご指摘のように、萩の山、下払の山買いましたけれども、萩の山はもう伐採して木がまだ小さくて、下刈りから今から育林から相当経費が要ります。そうすると、下払の水源地を30数ヘクタール買いましたけれども、あれはもういい所は全部切ってしまつて尾根に少し残っている、それもシカの被害があると、それで立木の評価があまり期待できない。要は土地の値段に少しプラスアルファぐらいでの購入積算でござ

ございました。しかし、今回は土地は7万3,000円ヘクタール、ただ立木が皆様ご覧いただきましたように、相当な評価額に値すると、そういった積算のもとに今回提案をいたしております。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） 一般的に評価額があるわけですがけれども、あまりかけ離れないような金額で購入いただければと思います。これで質問終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

5番、田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） おはようございます。

私も秋丸議員と同じ質問であります。先ほど村長の返答で答えの中で言われたわけなんですけど、土地の価格ですね、土地の価格についてもここ23年、24年と23年に3件、これはさっき秋丸議員が言われました平均的に町歩当たり13万円、24年度が三尾で22万円と、町歩当たり買っておられます。この4件の中でですね、トータルして平均しても町歩当たり15万円と、確かに今価格が材木としては高いと、これについてですね、購入した場合にすぐ町村として売って一番高いときですので、売られるんですか、そののところがちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 村で買うわけですから、企業的に、採算的に買ってからすぐ売るということは考えません。やはり、村として後世に残していく立派な山、あの山口は、坂本人吉線の県道沿いにずっと隣接しておりますし、左側が山口、その下が熊の原字、右側が合子俣の皆さんが持っている合子俣の山ということで、非常にセットで考えると山江村にとっては万江川の水源地の奥地で、非常に多面的な機能をほどこす私は森林地帯というふうに思っています。ですから、あそこは、やはりもう少しきれいに育林、間伐等をほどこして、村民の方でもあそこに行って、山江村有林というのを見てもらったときに、ああ立派な優良の山だなというようなこともつくることも一つだと思います。

しかし、一方では田原議員がご指摘のように、やはり経済林として、例えばどしこ立てていても、これはもう成長しないと、早くお金に換えたほうがいいというようなときには、やはり伐採をして市場を見ながらすぐ収益を上げるということも一つだというふうに思ってます。

今回の山につきましては、本当によく道路も相当経費を入れてありますし、山の状況もいい山、そして先ほど言いましたようにヒノキが大変多いということから、手入れをし、育林をして守っていけばすばらしい私は環境林、あるいは経済林にな

るというふうに考えております。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） たしかに価値観としてはあるかと思いますが、私の調べたところによりますとですね、山林購入の場合に郡市においてですね、球磨村で大体町歩当たりで3万から3万5,000円、人吉の木地屋町、ここも国道沿いですよね、ここも3万から5万と、水上の江代というところなんですけど、この付近も2万から4万ということで、今回の場合は7万ちょっと強なんですよね、町歩当たり、本当に今の時期に購入せんばいかなのかなということが一つ疑問であります。今回の場合は、全体的に見ても60万から65万と、破格ですよね。言ったなばらいくら高いからといって、ちょっと私にはちょっと理解できないような状況です。最後に、これについてですね、財産審議委員会ですか、審議会を開催されたと思いますが、その内容についてももしあれば教えてほしいと思います。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） ただいまの件についてお答えさせていただきます。

先般山江村の財産審議会のほうに産業振興課としまして、議題で現地も行っていただきながら説明をさせていただきました。そのお答え的なところ、答申的なところでは、ヘクタール当たり65万円から60万円の間に妥当だろうということで、ご審議いただき答申ということでさせていただきました。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 今、田原議員が他の町村の売買事例をお話いただきましたけれども、確かに民間の業者の方とか、売りたいという人は、もう本当に3万円とか5万円です。そのことは私も十分承知しています。しかし、山江村で買う場合には税金をあそこの山で7万3,000円の評価で、7.3円ですから、ヘクタールで7万3,000円で税金を取っているわけですよね、7万3,000円です。これは税務の評価額ですから、税金を7万3,000円で徴収している。村民の山をそれを下回って公で買っていいものかどうか、個人とか民間企業だったら、もう1万でも2万でも3万でも買ってくださいますよと言えればいいんですけども、課税標準額、評価額があつた山で7.3円、ヘクタールで7万3,000円ですから、それを上回らない、その額で、税務の評価額で購入をさせていただいているというところでございます。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 財政審議委員会においてですね、それが妥当であろうということを委員の人が言われたというならば、私はちょっとわかりませんが、例えば

ですね、冗談ぬき、冗談で言うんじゃないんですけど、今も山を持っておられる方が、今時期この値段で買ってくれともし言われたならどぎゃんしなっですか。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） 売り手買い手です。実は私が知っている方がヒノキの38年生、一町歩60万円、これはもう事実です。立木だけです、立木だけ。それで土地を10万したときに70万円ぐらい、実際売買事例があります。ですから、いうように個人の売買じゃなくて、山江村で村民の持っている山を相談を受けて買いたいということです。ですから、もしここに9人の議員さんがいらっしゃいますけれども、買われる方、高いから買わないとか言われるけれども、やはり村として買う場合には、適正な、それこそ担当課もですね、本当言いましたように、一番下から上まで、5段階ぐらいに積算しています。だから本当に適正なところの提示と、おそらく本人さんは今の市場価格等からすると、売られる方はまだ相当高い価格で買ってほしいという思いがあるかもしれませんが、やはり買うときには、やはり適正な公益性、公有財産ですから適正な価格、誰が見てもおかしくないような値段で買っていかないと村としてはいけないと。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） だから、もしですよ、ほかに山主さんたちがおられるわけでしょう、その人たちが、もし、「うちんとも買うてくれて」もし言われたならばという質問です。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（横谷 巡君） その場合はですね、やはり小面積は村で買うことはできませんから、やはり相当規模の運用基準を決めていますから、それに合致したところの面積だったならば、当然財産審議会等に諮って、現地等を見ていただいて、そして判断をして皆さん方に提案をするというふうになってまいります。ですから、運用基準が小さな山はあまり買うことはできないと、ある程度村が買って、環境、あるいは公益性、公有林として維持管理する運営においてふさわしいというものが運用基準に決まっていますから、それに合致しないと、このように山を買おうと、議会の皆様方に提案をするということとはできないわけですから、何もかにも買うということではございません。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） わかりました。9月ですね、球磨村の定例会ですけど、元森林組合におられた議員の方が、あまりにもこの山林においてのこうらく、安く、高くというやつがありまして、最低でもやっぱり町歩当たり10万平均が相当じゃないかなということも言っておられました。そこはちょっと納得いきませんが、

これで質問を終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

9番、山本義隆議員。

○9番（山本義隆君） ここで暫時休憩を。

〔議長よかですか、質問〕と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑がまだあるようですから、ちょっと待っててくださいね。

3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） では、議案第56号について若干お尋ねをしたいと思えます。

まず、先ほどちょっと出ておりましたけれども、10ページですね、新規作物導入支援事業補助金のことでありますが、先ほどの説明では、苗代から種子代を引いた残りの2分の1ということで、ですから、実質は苗代そのものはですね、幾らなのか、それから種子代は幾らなのか、その積算をですね、若干ちょっとお尋ねします。最終的には、その95万6,000円の半分になると思うんですけども、その95万6,000円をはじかれたその積算の根拠を教えてください。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまの件につきましてお答えさせていただきます。まず、苗代につきましては、時期的にですね、こちらのほうでは手に入らなかったものですから、メーカー的にはナフコさん竜北店のところで、業者のほうで確認していただき、これは100本当たりになります。税込みで、すみません100株当たりです。588円でございます。1本当たり5.88円という積算になります。

それと種子代につきましては、これは交配の種子でございます、ターボという品種でございます。こちらのほうが6.5ミリの袋に入っておりますと700粒でございます。発芽率が75%ということで、順調にいった場合には計算上では525本になります。1袋当たりが税込みで577円になります。これから1粒が1.1円ということで積算をさせていただきました。1粒1.10円でございます。差し引き4.78円ということでの積算で、これが20万本になりますと、先ほど議員が言われましたとおり95万6,000円、その半分の47万8,000円ということで積算させていただきました。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） ぜひその補助金が有効に使われるようによろしくお願ひしたいと思います。

次に11ページですね、先ほどから出ておりました造成費についてですね、公有林造成費の中の民有林購入立木補償費1,500万円計上されているんですが、買う買わんについてはですね、先ほどいろいろ質疑に出ておりましたので、その件については、とやかく聞きたくはないんですが、ただ基本的なところなんですが、これは民有林を買うのにはですね、財産購入費で上げてないんでありますけれども、そのへんの根拠をちょっと教えていただきたいんですが、通常は、今までは23年度も24年度も財産購入で買ってるんですけど、今回だけどうして財産購入で買わずに、この費目で購入になるのかですね。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） ただいまの件につきましてでございます。

22節の補償補てん及び賠償金ということで、こちらのほうの予算1,500万円につきましては、立木、立木の補償費でございます。土地代につきましては財産購入費、こちらのほうにつきましては、予算別途のほうで当初のほうで計算させていただいております。こちらのほうでの実際の契約上では支出になるかと思いません。財産購入費と補償補てん及び賠償金のほうで契約はさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 立木の補償、これは補償に入るわけですか、補てんですか、賠償金ですか、どちらですか。この補償補てん及び賠償金とありますが、これは歳入歳出の区分がですね、自治法上決められてるわけですね、その補償になるのか、補てんになるのか、賠償金になるのか、どの種類に入るのか教えていただきたい、どうですか。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） 補償費のほうでさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 補償でということですが、私の理解ではですね、補償というのは要するに、こういう地方公共団体がですね、第三者に迷惑をかけた、例えば道路をつくるから、そこに山があって邪魔になるから補償するというのが補償だろうと思うんですよ、だから、そのへんからするとどうも解釈がまずいじゃないですか、というのは、やっぱりこれは財産購入費、一体的なものとして考えていくべきだろうと思います。山をですね、補償する、じゃあなぜ、原因は道をつくるから邪

魔だから補償するということでもないと思うんですね、今回の場合は。補てんというのは、要するに財産を被害を被った場合に計上するものであって、賠償は迷惑をかけたときに賠償するものであって、それぞれ規定があるわけですね、今回は財産購入費で上げられてないということは、一つには財産購入は、これは自治法でもそうですけれども、やっぱり議決しなければならない項目だろうと思います。だから、施行令でいきますと、700万以上5,000平米以上については、必ず議会の議決が必要ですよというのは、そこにあるわけですね、これを置き去りにして何も意味がない補償というのは、どうも通らないと思うんですよ。だから、いわばある意味ですね、こういう考え方はよくないんですけれども、議決を免れたと、予算を採決してしまえばそれは通るんだということがあっちゃいけないです。今からさきですね、だからそういうことはですね、やっぱり基本的なことですから、これは総務課管財の考えであると思うんですけれども、そのへんはもういっちょ見直す必要があるんじゃないですかね。その認識を伺います。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） お答えいたします。中竹議員ご指摘のとおり、今回の場合は財産、いわゆる村有財産の取得に係ります予算でございますので、財産購入費に計上すべきだと私も思っております。なお、この予算が通りますと、財産の購入の取得に入るわけですが、当然700平米を超えておりますので、議会の承認が必要となります。したがって、財産の取得ですので、そのへんもまた臨時議会等でお願ひすることになるかと思ひます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 今総務課長から答弁いただきましたけど、それは全く逆なんですね、まず最初議決を経た後にこれは上げていくものであってですね、こっちを先に上げて、あとで議決するというのは、全く逆というかですね、順序が全く反対だと思ひます。そのへんは、今後のこととして、また考えられればいかと思ひます。

それから、もう1点ですけれども、こういうことはですね、やっぱり今年度の3月に村長の基本方針の中でですね、施政方針の中で、私もちょっとメモしてたんですが、公有林をこのように買うというのは、やっぱり時期的にもそうでありますけれども、補正じゃなくてやっぱり当初で上げるべきであって、基本方針の中にこういうふうな進め方をしていくんだと計画的にされる質の買い物だろうと思ひます。そのへんは今後のこととしてですね、やっぱり途中で金額の大小じゃありませんけれども、こういう山なんかはですね、やっぱり基本的に計画性にのっかって、そし

て当初予算で組んでいくというのが筋だろうと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（松本佳久君） 9番、山本議員。

○9番（山本義隆君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（松本佳久君） 暫時休憩の動議が出ておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前10時40分

再開 午前11時39分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

最初に先ほどの答弁で蕨野総務課長より、訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） 私、先ほどの答弁の中で「700平米」と申しましたけれども、正しくは「700万円」でございましたので、訂正をさせていただきます。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長、どうぞ。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、訂正の申し出をさせていただきたいと思えます。先ほど中竹議員のほうから質疑がありました件につきまして、立木の補償につきましてということでございます。自分のほうは、立木については動産ということでとらえておりましたが、土地に定着した立木については不動産ということでございます。補償ということで申し上げましたですけど、これにつきましては、不動産ということでございますので、科目については公有財産になるということでございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（松本佳久君） それでは、ほかに質疑ありませんか。

4番、岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） それでは11ページですが、款5、目3、22について質問いたします。実は先ほどいろいろ質問がっておりますが、民有林購入費事業立木補償費1,500万円でございますが、財産購入費ではなく、補償補てん及び賠償金として計上されておりますのは、それなりにですね、何か理由があったんではないかと私考えますのでですね、そういったことを質問いたします。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） ただいまの件につきましてお答えさせていただきます

す。まず、先ほど訂正ということで申し上げましたですけど、立木についてのみ考えておきまして、こちらを自分としましては動産ととらえておりました。しかし、土地に定着した立木については不動産でとらえるべきということでございますので、実際22節の補償補てん及び賠償金のほうで予算計上させていただいたわけでございますけど、不動産ということになりますので、提案すべきは公有財産購入費で上げるべきでございました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） はい、終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） それでは、先ほど修正動議の提出がっております。

ただいま本案に対しまして、中竹耕一郎議員ほか1人から修正動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成がありますので、成立しました。これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） それでは、修正の動議を提案したいと思います。

平成25年12月13日、山江村議会議長、松本佳久様、発議者、山江村議会議員、中竹耕一郎、同じく発議者、田原龍太郎。

議案第56号、平成25年度一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び山江村議会会議規則第16条の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。

別紙であります、議案第56号、平成25年度山江村一般会計補正予算（第3号）に対する修正案。

議案第56号、平成25年度山江村一般会計補正予算（第3号）を次のように修正する。

「第1表 歳入歳出予算補正」の一部を次のように改める。

款項補正前の額、補正額計を申し上げます。5の農林水産業費、2林業費、補正前の額1億993万5,000円、補正額、減額の60万5,000円、12予備費、項1予備費7,963万9,000円、補正額、減額の3,327万9,000円、歳出合計28億6,748万3,000円、補正額、減額の1,496万7,000円、計28億5,251万6,000円。

詳細につきましては、5ページの歳出のところに修正を計上しております。

以上、修正案について提案申し上げます。

理由につきましては、購入の価格、それから購入に対する計画性、それから購入

の時期、それから今まで行われた村内での購入事例等の財産購入の価格バランス等々、総合的に勘案した結果、多くの村民の理解が到底得られないんじゃないかというようなのが理由であります。

以上です。

○議長（松本佳久君） ただいま提出者の説明が終わりました。

この修正案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号、平成25年度山江村一般会計補正予算（第3号）の採決を行います。まず、本案に対する中竹耕一郎議員ほか1人から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者 起立）

○議長（松本佳久君） 全員起立です。お座りください。

全員起立です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をします。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第57号 平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
（第2号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第5、議案第57号、平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第5、議案第57号、平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第58号 平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第6、議案第58号、平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第6、議案第58号、平成25年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 議案第59号 平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第7、議案第59号、平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第7、議案第59号、平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第60号 平成25年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

- 議長（松本佳久君） 次に、日程第8、議案第60号、平成25年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第8、議案第60号、平成25年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 要請第1号 2014年度地方財政の確立に関する要請

- 議長（松本佳久君） 次に、日程第9、要請第1号、2014年度地方財政の確立に関する要請を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第9、要請第1号、2014年度地方財政の確立に関する要請については、原案のとおり可決し、意見書を提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 10 陳情第 3 号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 10、陳情第 3 号、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情書を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 10、陳情第 3 号、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情書については、原案のとおり可決し、意見書を提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 11 陳情第 4 号 小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費制度を早急に創設することを求める陳情書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 11、陳情第 4 号、小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費制度を早急に創設することを求める陳情書を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 11、陳情第 4 号、小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費制度を早急に創設することを求める陳情書については、原案のとおり可決し、意見書を提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 12 陳情第 5 号 介護職員の処遇改善を求める陳情書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第12、陳情第5号、介護職員の処遇改善を求める陳情書を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第12、陳情第5号、介護職員の処遇改善を求める陳情書については、原案のとおり可決し、意見書を提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議員派遣の件

○議長（松本佳久君） 次に、日程第13、議員派遣の件を議題とします。お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りします。会議規則第119条の規定により、議案のとおり、議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、議案のとおり、議員を派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第14 閉会中の継続審査申出書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第14、閉会中の継続審査申出書が議会運営委員会より提出されております。この閉会中の審査申出書は次期議会運営に関する事項を閉会中も継続して審査するものであります。よって、この申出書のとおり、継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、申し出書のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

ここでお諮りします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決し

た事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

-----○-----

○議長（松本佳久君） これで、本日の日程は終了いたしました。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

なお、今議会以降、議会閉会後の発言は、これを認めないことといたしますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

これで、本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、平成25年第5回山江村議会定例会をこれで閉会します。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前11時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員